

第6章

トルコにおける養子縁組へのまなざし

村上 薫

要約

本稿は、トルコにおける子ども観を観察する場のひとつとして養子縁組に着目し、今後掘り下げて考察するための準備作業を行うことを目的としている。本稿の前半では、養子縁組を扱う家族省職員への聞き取り、後半では子どもができず不妊治療を受ける女性とその親族への聞き取りに基づき、養子縁組にたいする人々のまなざしの一端を紹介する。

キーワード: トルコ、養子縁組、児童福祉、子ども観

はじめに

本稿は、トルコにおける子ども観を観察する場のひとつとして養子縁組に着目し、今後掘り下げて考察するための準備作業を行うことを目的としている。

アメリカやフランスのような欧米の養子大国と比べると、トルコでは養子縁組は盛んとはいえない。2013年に、要保護児童のうち、施設の保護下にある子どもは11,605人、里親の保護下にある子どもは3,351人にたいし、この年の養子縁組の成立件数は765組であった¹。養子縁組が低調な理由として、イスラムにおいては血縁のない子と親子関係を形成する養子縁組が認められないことの影響や、血縁のない子を自分の子とするこ

¹ 家族社会政策省児童サービス局ホームページ

(<http://cocukhizmetleri.aile.gov.tr/istatistikler> 2018年3月13日閲覧)。同省は、要保護児童の内訳について、現時点で2011年から2016年までのデータを公開しているが、そのうち一年間に成立した養子縁組の数がわかるのは一部の年であり、最新は2013年である。

とへの抵抗が指摘されることがある。しかし、そうした一般的な状況が存在する一方で、養子縁組の現場では、養子を求める人々の長い行列ができていることも、また事実である。かつて自宅での出産が一般的だったころは、親族などの子をひそかにもらい受け、自分の子どもとして出生届を出す、「非公式の養子縁組」(gayri resmi evlatlık) (社会サービス児童保護機構局の元職員) も珍しくなかった²。

本稿では、そうした状況を念頭に置きつつ、養子縁組にたいする人々のまなざし的一端を紹介したい。以下では、Iで養子縁組制度の概要を述べ、IIで養子縁組の実践の現場に身をおく福祉行政の職員、IIIでは子どもができず不妊治療を受ける女性とその親族の目を通して、養子縁組の位置づけを見ていく。

IIの記述は主に、2016年11月に、エーゲ海地域のある県の家族社会政策省県支部で養子縁組業務に従事する職員二名、および社会サービス児童保護機構局の元職員にたいして行った聞き取りに基づく。IIは、2016年1月～2月および同年11月に、イスタンブールのスルタンベイリ区とマルテペ区で行った聞き取りに基づいている。

I 養子縁組制度の概要

最初に、養子縁組制度について、かいつまんで述べておこう³。

現在養子縁組制度を規定するのは、民法305条～320条のほか、ハーグ国際養子条約 (Convention on Protection of Children and Co-operation in Respect of Intercountry Adoption) の批准にかかる法、「子どもの養子縁組における仲介にかんする定款」 (Küçüklerin Evlat Edinmesinde Aracılık Faaliyetlerinin Yürütülmesine İlişkin Tüzük)、および関連する通達などである。養子縁組には、要保護児童の養子縁組と、当事者間の合意による養子縁組がある⁴。以下、要保護児童の養子縁組制度について述べる。

要保護児童の養子縁組の所轄機関は、家族社会政策省児童サービス局 (Aile ve Sosyal Politikalar Bakanlığı Çocuk Hizmetleri Genel Müdürlüğü) である。養子縁組を希望するものは、居住地の家族社会政策省地方支部に申請する。申請に際しては、財産状況、社会保険の加入状況、学歴証明書、健康診断書などの提出を求められる。また、子どもの希望 (年齢、性別など) も聴取される。書類審査と面接を経て養親候補として認められると、

² 子の血統を偽ることを禁じる刑法に照らし、違法行為とされる。

³ 以下の記述は、家族社会政策省児童サービス局ホームページ

(<http://www.cocukhizmetleri.gov.tr/uygulamalar/evlat-edinme> 2018年3月13日閲覧)、および同省作成のパンフレット (Aile ve Sosyal Politika Bakanlığı n.d.) による。養子縁組制度の詳細は、村上 (2017a) を参照。

⁴ 当事者の合意による養子縁組には、親族などから未成年の子どもを養子として迎えるケースのほか、遺産相続を目的とする成人との養子縁組なども含まれるようだが、資料的制約から、今回は詳細を明らかにできなかった。今後の課題としたい。

待ち行列に加えられる。番が回ってきたら、養子候補の待ち行列（男女別）の先頭にいる子どもと面接する。面接できる子どもの数は、原則ひとりとされている。一年の試験的養育期間中、家族社会政策省の担当職員が三カ月ごとに家庭訪問し、経過を観察する。養親として適当と判断されれば、家庭裁判所の審判を経て、正式に養子縁組が成立する。

夫婦が養親になるには、婚姻期間が5年以上か、夫婦ともに30歳以上であることが条件とされる。独身者も、30歳以上であれば養親になれる。夫婦、独身者とも、養親になるには、養子との年齢差が18歳以上40歳以下でなければならない。たとえば、夫婦ともに45歳なら、養子にできるのは5歳以上の子どもである。養子になる子の年齢に制限はない。

養子縁組には、実親の同意が必要とされる。ただし、実親が不明か行方不明である場合、判断能力がない場合、または子への虐待がある場合には、実親の同意を得ずに養子縁組することができる。

養子の人口登録（nüfus kaydı）には、両親の名前として養親の名前が記載される。一方、養子縁組後も実親との親子関係は終了せず、継続する。相続権をはじめとする子どもの諸権利を守るために、実親と養親の人口登録簿（nüfus kütüğü）に養子縁組を認める裁判所の決定が記載され、双方の家族登録簿（aile kütüğü）は相互に関連付けられる⁵。ただし、養子縁組の登録や関連する情報は秘匿され、裁判所が情報開示を命じた場合と養子が情報開示を希望する場合（18歳に達した養子は開示を請求できる）をのぞき、公開されない。

II 職員が語る、養子縁組の実践

では、日々養子縁組の業務に携わる担当職員は、養子縁組をどのように見ているのだろうか。以下では、エーゲ海地域のある県の家族社会政策省県支部で養子縁組業務に携わる職員二名、および社会サービス児童保護機構局の元職員にたいして行った聞き取りに基づき、この点について述べていこう。社会サービス児童保護機構局は、児童福祉を所轄する家族社会政策省児童サービス局の前身にあたる⁶。

⁵ 人口登録簿は、家族登録簿や諸書類登録簿などからなる。家族登録簿には、出生や死亡、結婚、離婚などとともに、養子縁組も記録される。

⁶ トルコの児童福祉は長らく、オスマン帝国末期に政治家や篤志家の手により設立された児童保護協会によって担われてきたが、オザル政権下の1980年代に、児童保護への行政への関与を高めるため、社会サービス児童保護機構局（Sosyal Hizmetler ve Çocuk Esirgeme Kurumu Genel Müdürlüğü）が総理府のもとに設置された。同局は、家族社会政策省の設立（2011年）に伴い廃止された。トルコの児童福祉の発展史と社会サービス児童保護機構局の役割については、村上（2005）を参照。

1 「私の子ども」への執着

二人の現役職員と元職員（以下、まとめて職員とする）への聞き取りのなかで印象的なのは、彼らがトルコにおける要保護児童の社会的養護について説明する際に、ヨーロッパ（あるいはEU）の制度や実践を規範として参照し、子ども中心アプローチの重要性を指摘しつつ、同時に、「トルコの」と彼らが考えるような家族観やジェンダー観にも共感する様子であった。

ヨーロッパと比較しつつ、職員がトルコの養子縁組の問題点として強調するのは、養親が養子に「私の子ども」（benim evladım）であることを過剰に求めるというものである。ヨーロッパで里親が普及するのにたいし、トルコでは里親よりも養子縁組が好まれ、また養子縁組する場合にも、捨て子（terk, buluntu）など身寄りのない子どもが好まれるのは、自分だけの子どもであってほしいという養親の執着心のあらわれと理解されていた。

職員によれば、養親の執着には、好ましい側面もある。たとえば、養子を「私の子ども」により近づけるために、母乳が出るようホルモン剤の投与を受ける女性がいるという。

しかし、養親の執着心は、多くの場合、子どもの利益を奪っているというのが、職員の見るところであった。たとえば、養親は、実親を慕って自分たちのもとを去ってしまうのではないかと恐れ、子どもに養子の事実を伝えないという傾向がみられる。養子縁組すると、近所の人々の噂話が子どもの耳に入らないよう、離れた場所に引っ越すこともよくあるようだ。だが、そうやって養子縁組した過去を封印しようとしても、実の親子でないことは、遅かれ早かれ子どもの知るところとなる。たとえば、病気や怪我などをきっかけに血液型を調べ、親子関係がないことがわかることがある。親の口以外から事実を知れば、子どもにとって大きなトラウマになる。そのため、家族社会政策省では、4~6歳になったら養子について少しずつ伝えるよう推奨しており、担当職員が養子縁組後も家族をフォローし、養親に助言を与えている。しかし、養親は子どもを失いたくないという思いから、養子だと伝えたがらない。職員には、これは養親の利己的なふるまいと映る。

養親が望む養子の候補と、施設で暮らす子どもたちのミスマッチも問題点としてあげられた。施設で暮らす子どもは、親のいるものが多く、身寄りのない子どもは少ない。これは、孤児は親族などに引き取られるからである。職員のひとは以前、保守的な東部地域の施設で勤務した経験があるが、親を亡くした子は、母方のオバ（teyze）など、親族や近所の人たちが世話を引き受けるため、施設に送られてくることはまれだったという⁷。

⁷ これは、筆者が2004年にマルマラ地震（1999年）の被災地で行った、震災遺児の保護

捨て子も減っている。かつては路上などに放置された子どもは、警察に届けられ、施設で保護された。しかし、最近は家庭医制度などを通して妊娠や出産が管理され、またごみ置き場などには防犯カメラが設置されるようになったため、子どもの放置が減った。つまり、養子の候補となる身寄りのない子は、ますます減っている。にもかかわらず、親のいない子、親がわからない子が養子に望まれる結果、施設で暮らす子どもは減らない。職員によれば、これもまた、自分だけの子どもであってほしいという養親の執着心をもたらす弊害であった。

2 養子と養親のジェンダー

養子には男の子よりも女の子が好まれる。職員は、これについて、トルコ社会では女の子のほうが親しみやすいと考えられているからだと説明する。女の子は姿も可愛らしく、いろいろ服を着せて楽しんだりもできる。一方、男の子は反抗的で育てにくく、大きくなったら自分たちを捨てるのではないかと恐れられているという。職員は、こうしたことから、微笑ましいといった口ぶりで説明したが、そこからは、女の子は聞き分けがよくて可愛らしく、男の子はやんちゃが許されるという、トルコ社会に支配的なジェンダー規範に裏打ちされた子ども観が透けて見える。自分だけの子どもでいてほしいという養親の執着は、親の身勝手と批判されるが、養子の性別の選好は、問題視されず、むしろトルコ社会の伝統的価値観として理解されていることがわかる。

おそらく、職員たちにとっては、養親が女の子と男の子のどちらを望むかは、女性差別などではなく、それぞれの好みの問題であって、さして重要ではないのだろう。彼らにとってはそれよりも、女の子であれ男の子であれ、引き合わされた子どもを養親が受け入れることのほうが、はるかに重要であるようだった。養親と養子の候補は、それぞれの待ち行列（養子候補の行列は男女別）の先頭にいるものを引き合わせるが、不思議なことに、なぜか互いに似ており、並ぶと本当の親子のように見えるのだという。養親と養子の候補の相性があわないこともあると認め⁸、試験養育期間中に養親の適性を見極めることの重要性を重ねて強調しながら⁹、そうした感想を述べる様子からは、血縁はなくても相手を受け入れることで、親子関係を築くことができるという親子観が伺える。

もともと、そこで想定されているのは、次の単身者の養子縁組についてのやりとりが示唆するように、必ずしも両親が子どもと等しくかかわるタイプの親子関係ではないよ

についての調査の結果とも重なる。コジャエリ県の児童養護施設への聞き取りによれば、震災遺児の大半は親族に引き取られ、施設で保護されるケースは少なかった。施設で暮らす子どもたちの多くは、震災の前も後も経済的な理由で親が預けた子どもたちであった。

⁸ その場合は、三人まで子どもに面会する権利を認めている。

⁹ 1年の試験的養育期間中、三カ月ごとの訪問が定められているが、職員によれば、これは最低限の頻度であり、この県支部では必要に応じてより頻繁に訪問している。

うだ。トルコでは、単身者にも養子縁組が認められている。この県支部の実績を尋ねたところ、単身女性の養子縁組は認めているが、過去に二件あった単身男性による申請は、「もちろん却下した」という。単身男性の養子縁組を認めない理由を聞くと、この職員は、「私たちの社会は母性的な (anaç) 社会ですよ。家父長的に見えても子どもを育てるのは母親。男はお金を運んでくるだけですから」と言って笑い、あとの二人も当然だといわんばかりに一緒に笑った。このやりとりから、彼らが母子の結びつきを重視していること、養子縁組における親子関係の本質も、養母と養子の関係にあると考えていることが伺える。

ここまでをまとめるなら、職員は、親の利益に子の利益を優先する子ども中心アプローチを唱えるが、それは母子関係の重視や、女の子は聞き分けがよいといった家族観やジェンダー観を前提としていた。前者がヨーロッパにおける標準として理想化されるのにたいし、後者はトルコ社会の伝統として正統性を与えられている。

II 不妊と養子縁組

男性も女性も結婚し、子どもをもって一人前という強い規範を背景として、トルコでは 2000 年代以降、体外受精などの生殖補助技術を利用する不妊治療が普及してきた。医療技術にたいする信頼の高まり（「第三者精子が混入することはない」など）に加えて、一定限度まで保険診療が認められたことなどが、普及を後押しした。不妊治療は現在、子どもを望むカップルにとり、標準的な選択肢になっている（村上 2018）。

不妊治療は成功率の高い治療ではない。そのため、欧米では、子どもをのぞむカップルが、不妊治療を受けながら養子縁組の待ち行列にも並ぶことは少なくない。これにたいしてトルコでは、養子縁組は不妊治療で子をもてない場合の代替的方法とはなっていないようだ。不妊治療をやめた理由を尋ねたある調査によれば、経済的理由などと並んで、養子縁組したと回答した夫婦はわずか 2.4% という報告もある（Khalili, 2012）。そうした一般的な状況を念頭におきつつ、次に、子どもができず不妊治療を受ける人々のあいだで、養子縁組がどのようにとらえられているのか、見ていきたい。

筆者は、2016 年に不妊治療を受ける女性とその親族への聞き取りを行った¹⁰。治療を受けることになった経緯や、今後の展望について話を聞いていく過程では、子どもをもつ別の手段として、養子縁組することの可能性にも話が及ぶことがあった。以下は、そのときの記録である。不妊治療を受けているハイリエ（40 代・仮名）は、養子縁組の可能性を考えているが、妹が不妊治療を受けているセヴィライ（30 代・仮名）は、養子縁組はありえないと考えている。セヴィライの語りから紹介しよう。

¹⁰ 成果は村上（2018）にまとめた。

1 セヴィライの語り

セヴィライの妹は、現在 30 代半ば。20 代後半に結婚してすぐに子どもをのぞんだが授からず、治療を始めた。筆者は、セヴィライから妹の話聞き、妹夫婦は養子縁組を考えているかと尋ねたことがある。だが、彼女のとんでもないという様子で、これを言下に否定した。

(妹夫婦は) 養子なんて考えていません。私だって養子なんていやだ。育てるのがたいへんでしょ。これは両親の遺伝子を受け継いでいないから。思春期になって、どこかで養子だったと知ったら、親に反抗するし。(養子の事実を) 知らずにすむなんてありえない。18 歳になったら、養子だったことを知ることができるし、そうでなくても、たとえば血液型が両親とあわないことがわかって、そこから養子だったことを知ってしまう。子どもは父親か母親に似るもの。気性が似る。養子だと実の親に似て、あなたには似ない。でもこれはリスク。きっと自分の(実の)両親を探すと言いだすでしょう。私の友人は養子をももらったけれど、17, 18 歳くらいから両親に反抗するようになりました。タバコを吸ったり、殴り合いの喧嘩になったり。自分を育てた母親に手を上げるのだから、養子であることは歴然です。友人の子は、8, 9 歳のときに養子を知り、成長するにつれて、叱っても「あんた、親じゃないだろう」と言うようになりました。友人は後悔しています。「孤児院に送る」と言っています。みんなそうだというわけではないけれど、でもリスクがある。友人は二ヶ月の赤ん坊のときに(養子に)もらいました。高校生になるまでは問題なかったけれど、今は親の言うことをまったく聞きません。養子は一定の年齢になると、あなたから離れる。あなたを置いていってしまう。分別のつく年齢になると、つまり 15, 16, 17 歳にもなると、(実の)両親の方がいいと思うようになる。両親とは、実の両親(öz annesi babası)ということです。

セヴィライは、友人が養子に迎えた子どもに手を焼いているのを見て、養子縁組について否定的な考えを強めたようだ。友人の子どもは、養子であることに傷ついて親に反抗しているのかもしれない。だが、17, 18 歳の子ども(性別は会話の中で登場せず、不明)が親に反抗し、親から距離をとろうとすることは、都市部なら十分にありうる話だろう。それなのに、彼女は「養子だから」というだけで片づけている。両親と遺伝的なつながりがなく育てにくさと結びつけたり、母親に手を上げるのは養子だからだといったりする口ぶりからは、彼女が親子関係をつくるものの要に「遺伝的なつなが

り」をおいていることがわかる。彼女にとって養子縁組とは、子どもが養子の事実を知れば傷ついて反抗的になる、子どもにとって不幸な制度であるだけでなく、親にとっても、苦勞しても結局「自分の子ども」にはならない、困難な制度なのかもしれない。

2 ハイリエの語り

現在 40 代半ばのハイリエは、30 代半ばから不妊治療を受けてきた。夫婦どちらも検査では正常だったが、治療を重ねても子どもができず、年齢的に次の体外受精を最後まで考えている。治療費のため、友人に勧められたマケドニアの病院にかかるつもりでいる。「夫以外の精子でもかまわない。養子でもかまわない。母親になりたい」というが、(マケドニアでなら可能な) 卵子提供は、自分と子どものあいだに血縁ができないのでいやだという¹¹。養子縁組を精子提供と同列に置き、卵子提供と区別したことから、彼女が自分と子どもの血縁ができないという理由で養子縁組を敬遠していることが伺える。

一方、彼女のなかには、養子縁組を、子どもをもつための選択肢として前向きにとらえたいという気持ちもあるようだ。

養子も考えます。周りに養子をもらった人がいます。子どもは父親にそっくり！ 私たちのために産まれてきた子だと言っています。同じアパートの女性も養子をもらって、自分で産んだ子のように世話しています。体外受精を何回もするより施設から子どもを引き取るほうが祝福なのに、誰もわかっていない。子どもの罪ではないのに。

施設から養子をもらうことも考えました。でも自分の子どものように思えるかわからない。でも産むだけでは足りない。育てることが大事なのです。エゴを満足させるために私たちは産むのです。私はすべてを経験したかったのです。

ハイリエは、子どもを望む理由を次のように語った。「今は二人のあいだに何もありません。自由を制限するものは何もない、結びつけるものがないのです。子どもができれば核家族になる。そうでなければ夫と妻でしかありません。私たちは二人とも子ども好きです。私には母性的なところがある。夫に父親になる経験をさせてあげたいのです」。

彼女の言葉からは、夫への愛情とともに、自分が愛情を注ぐために子どもが欲しいという気持ちが伝わってくる。彼女にとって理想の家族とは、夫婦愛と子どもへの愛情にもとづく家族であり、子どもができてはじめて家族として完結する。

¹¹ トルコでは夫婦以外の精子や卵子を用いた治療は禁じられているが、国外で治療を受けるカップルは一定数いるといわれる (村上 2018)。

不妊治療の経験を語りながら、彼女は何度か養子縁組の可能性について触れた。上の語りからは、彼女が子どもと自分の血縁を重視するために、血のつながらない養子を我が子のように思えるか不安を抱いていることが伝わってくる。だが同時に、妊娠や出産を経験することで女として承認されたいという欲求が自分のなかにあることを認め、母性の意味を、産むことによる母性から育てることによる母性へと昇華させようとしている。彼女にとっての養子縁組とは、育てることを通じて母性を生きることだ、と言い換えられるかもしれない。

おわりに

本章では、養子縁組の制度の実践の現場に身をおく職員への聞き取り、および子どもができず不妊治療を受ける女性とその親族への聞き取りなどに基づき、養子と養子縁組にたいする人々のまなざしの一端を紹介した。養子縁組への見方は多様であり、変化のうちにある。現在の養子縁組や里子制度の歴史的淵源を、オスマン帝国末期に成立した児童保護のしくみに見出す研究もある（Özbay 1999; 村上 2017b）。今後は、調査の対象を広げるとともに、養子縁組への見方の多様性を生み出す歴史的社会的文脈についても知見を深め、分析を掘り下げていきたい。

<参考文献>

<日本語文献>

村上薫 2005. 「トルコの児童福祉——制度の展開と理念の変化」 宇佐見耕一編『新興工業国の社会福祉—最低生活保障と家族福祉』日本貿易振興機構アジア経済研究所。

_____ 2017a. 「トルコの養子縁組制度」

(http://www.ide.go.jp/Japanese/Research/Region/Mid_e/Radar/Turkey/20170323_turkey01.html 2018年3月13日閲覧)

_____ 2017b. 「トルコのエヴラットルック——F.オズバイの研究から」

(http://www.ide.go.jp/Japanese/IDESquare/Eyes/2017/RCT201705_001.html 2018年3月13日閲覧)

_____ 2018. 「トルコで不妊を生きる——キャリア女性が夢みる理想の家族」 村上薫編『不妊治療の時代の中東——家族をつくる、家族を生きる』日本貿易振興機構アジア経済研究所。

<英語文献>

Khalili, Mohammad Ali, et al., 2012 “Follow up of Infertile Patients after failed ART Cycles: A Preliminary Report from Iran and Turkey,” *European Journal of*

Obstetrics and Gynecology and Reproductive Biology, 161(1).

<トルコ語文献>

Aile ve Sosyal Politika Bakanlığı n.d. *Evlat Edinme: Mevzuat / İşleyiş, Sıklıkla Sorulan Sorular* [養子縁組：法律／手続き、よくある質問], Ankara: Aile ve Sosyal Politika Bakanlığı. Özbay

Özbay, Ferhunde 1999 *Türkiye ' de Evlatlık Kurumu: Köle mi, Evlat mı?* [トルコにおけるエヴラットルック制度：奴隷か、子どもか?], Boğaziçi Üniversitesi Basımevi: İstanbul.